

奈良市公報

第 2 9 6 号

平成25年 9月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

○総合評価落札方式一般競争入札の実施……………	1
○一般競争入札の実施（2件）……………	2
○総合評価落札方式一般競争入札の実施……………	4
○一般競争入札の実施（4件）……………	4
○奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集……………	7
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………	7
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定……………	7
○予防接種の実施の一部改正……………	7
○放置自転車等の保管……………	7
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………	8
○生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出……………	8
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）……………	8
○住民票の職権削除……………	9
○放置自転車等の保管……………	9
○交付要求通知書の公示送達……………	9
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の辞退の届出……………	9
○住居番号の設定……………	9
○放置自転車等の保管……………	9
○交付要求通知書の公示送達……………	10
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………	10
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………	10
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定（2件）……………	10
○奈良市小水力発電導入支援補助金交付要綱……………	11
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………	12
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………	12
○生活保護法の規定による医療機関の指定……………	12
○放置自転車等の保管……………	12
○奈良市議会臨時会の招集……………	12
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………	13
○平成25年度国民健康保険料決定通知書の公示送達……………	13
○一般競争入札の実施……………	14
○奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示……………	16

○開発行為に関する工事の完了……………	16
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………	16
○生活保護法の規定による医療機関の指定……………	16
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………	17
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………	17

公 営 企 業

○一般競争入札の実施……………	17
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定（2件）……………	19

教 育 委 員 会

○定例教育委員会の開催……………	19
○奈良市立小・中学校通学区区域検討委員会規則の一部を改正する規則……………	19

選 挙 管 理 委 員 会

○選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧……………	19
○在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧……………	20

農 業 委 員 会

○農地部会の招集……………	20
---------------	----

告 示

奈良市告示第517号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この工事は、低入札価格調査制度を採用します。詳細は、奈良市建設工事低入札価格調査制度試行要領によります。

平成25年 8月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 道路新設工事（針町地内・一本松小倉線）
- (2) 工事場所 奈良市針町地内
- (3) 工 期 契約の日から平成26年3月31日まで
- (4) 工事概要 工事延長 L=200.0m
土工一式 法面工一式 ブロック積工一式
排水構造物工一式
撤去工一式 舗装工一式 道路附属物施設工一式

- (5) 予定価格 64,176千円（消費税及び地方消費税を除く。）
(6) 調査基準モデル型算出価格 52,778千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号に定める基準をすべて満たしているものであること。

- (1) 平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。
(2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。
(3) 当該工事に入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある監理技術者を配置できること。
(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
(6) 技術提案書の提出
入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書及び別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。

ア 施工計画について

イ 企業の施工能力等について

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成25年8月1日から平成25年9月25日まで（奈良市の休日をも定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成25年9月26日 午前9時30分

以下省略

(平成25年8月1日掲示済)

奈良市告示第518号

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成25年8月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 旧大柳生小学校中学校施設整備工事

- (2) 工事場所 奈良市大柳生町832番地
(3) 工期 契約の日から平成26年3月14日まで
(4) 工事概要 校舎改修工事一式 運動場改修工事一式 屋内運動場改修工事一式 その他営繕工事一式 武道場新築工事一式 電気設備工事一式 機械設備工事一式
(5) 予定価格 169,460千円（消費税及び地方消費税を除く。）
(6) 最低制限モデル型算出価格 146,607千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(単体での入札参加に必要な資格)

平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、建築一式工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における建築一式工事の総合評定値が、1,200点以上であり、特定建設業の許可を有していること。

- (2) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に1名以上専任で配置できること。

ア 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (4) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(特定建設工事共同企業体での入札参加に必要な資格)

平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、2者による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その構成員が次の条件に定める基準をすべて満たしているものであること。

- (1) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がAに格付されていること。

- (2) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。

ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）

ア 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

- イ 代表者以外の構成員（監理技術者又は主任技術者を1名以上専任で配置）
 - (ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - (イ) 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 - (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

- (3) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成25年8月1日から平成25年8月28日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成25年8月29日 午前10時45分

以下省略

(平成25年8月1日揭示済)

奈良市告示第519号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年8月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 現場技術業務委託（奈良市内一円）
- (2) 業務場所 奈良市内一円
- (3) 業務期間 平成25年9月17日から平成26年3月31日までとする。
- (4) 業務概要 現場技術業務一式
- (5) 予定価格 6,880千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 5,266千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、土木関係建設コンサルタント業務（道路部門）に登録が

あり、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。（新規を除く。）

- (1) 当該業務に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係のある次の技術者を配置できること。（管理技術者と現場技術員は兼ねることはできません。）

ア 管理技術者については、次のいずれかの要件を満たす者であること。

- (ア) 技術士（建設部門又は総合技術監理部門）の資格取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者
- (イ) 1級土木施工管理技士の資格取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者
- (ウ) 発注者支援技術者Ⅰ又はⅡ有資格者
- (エ) R C C M有資格者で(ア)の技術士に定義した技術部門に準ずる部門資格を有する者
- (オ) 国土交通大臣認定者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）により技術管理者として認定を受けている者）で(ア)の技術士に定義した技術部門に準ずる部門資格を有する者
- (カ) 公共工事の発注者として技術的実務経験を25年以上有する者

イ 現場技術員については、次のいずれかの要件を満たす者であること。

- (ア) 2級土木施工管理技士の資格を有し、D I D地区内での道路改良工事の積算補助・監督補助業務の経験があるものであり、C A D、エクセル及びワードの操作が堪能な者
- (イ) 発注者が(ア)と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認めたる者

- (2) 建設コンサルタント登録規程第2条の規定による登録で（道路部門）の登録を受けている者であること。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (4) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成25年8月1日から平成25年8月28日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成25年8月29日 午前10時30分

以下省略

(平成25年8月1日揭示済)

奈良市告示第520号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この工事は、低入札価格調査制度を採用します。詳細は、奈良市建設工事低入札価格調査制度試行要領によります。

平成25年8月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 (仮称)入江泰吉旧居耐震補強及び改修
その他工事
- (2) 工事場所 奈良市水門町49番地の2
- (3) 工期 契約の日から平成26年3月25日まで
- (4) 工事概要 建築主体工事一式 電気設備工事一式
機械設備工事一式
- (5) 予定価格 60,380千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 調査基準モデル型算出価格 51,042千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、建築一式工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準をすべて満たしているものであること。（新規を除く。）

- (1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における建築一式工事の総合評定値が750点以上であり、特定建設業の許可を有していること。
- (2) 資本金の額が2,000万円以上であること。
- (3) 経審における建築一式工事の技術者数が1級技術者1人以上を含む3人以上であること。
- (4) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ア 一級建築工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 - ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (7) 技術提案書の提出
入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書及び別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長

に提出すること。

ア 施工計画について

イ 企業の施工能力等について

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成25年8月1日から平成25年9月20日まで（奈良市の休日定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成25年9月24日 午前9時30分

以下省略

（平成25年8月1日揭示済）

奈良市告示第521号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年8月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 汚泥再生処理施設点検補修修繕
- (2) 業務場所 奈良市大安寺西二丁目281番地「奈良市衛生浄化センター」
- (3) 業務期間 契約の日から平成25年12月20日までとする。
- (4) 業務概要 破砕機点検補修修繕一式
濃縮機（1号）点検補修修繕一式
膜分離装置点検補修修繕一式
脱水機点検補修修繕一式
前処理設備（し尿用）点検補修修繕一式
ボイラー設備点検補修修繕一式
脱臭用ファン点検補修修繕一式
試運転調整一式
- (5) 予定価格 40,808千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、清掃施設工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における清掃施設工事の総合評定値が900点以上であり、特定建設業の許可を有していること。
- (2) 告示日以前において、一般廃棄物し尿処理施設の汚

泥再生処理施設の補修に元請負業者としての施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。

- (3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該業務に専任で配置できること。

ア 清掃施設工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者（指導監督的な実務経験者等）であること。

イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時

平成25年 8月 1日から平成25年 9月11日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成25年 9月12日 午前9時45分

以下省略

（平成25年 8月 1日揭示済）

奈良市告示第522号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年 8月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 第2工区 第2段電気透析膜取替その他修繕
- (2) 業務場所 奈良市米谷町地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成26年 2月28日までとする。
- (4) 業務概要 第2段電気透析膜取替その他一式
- (5) 予定価格 10,050千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、清

掃施設工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における清掃施設工事の総合評定値が900点以上であること。

- (2) 告示日以前において、一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設の脱塩設備（脱塩処理能力が80m³/日以上を有し、電気透析装置を有する設備に限る。）の電気透析膜取替の工事又は修繕及び電気透析装置に付帯する炭酸ソーダ溶解装置（粉体供給能力が最大2,000g/min以上を有する設備に限る。）の工事又は修繕に元請負業者としての施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。

- (3) 当該業務に入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある清掃施設工事業の監理技術者又は主任技術者を1名以上配置できること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時

平成25年 8月 1日から平成25年 9月11日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成25年 9月12日 午前9時30分

以下省略

（平成25年 8月 1日揭示済）

奈良市告示第523号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年 8月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 平成25年度奈良市指定道路調査等業務委託
- (2) 業務場所 奈良市内（月ヶ瀬地区、並松地区、吐山地区、都祁地区、六郷地区）
- (3) 業務期間 契約の日から平成26年 3月20日までとする。

- (4) 業務概要 道路調査
道路調査調書作成
指定道路図及び指定道路調書の作成（H24年度判定道路等）
指定道路情報管理・閲覧システムへのデータ更新
道路網図作成及びデータ整理
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、測量業務及び土木関係コンサルタント業務（道路部門・都市計画及び地方計画部門）の登録があり、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。
- (1) 奈良市内に本店又は営業所（当該営業所が本市における入札参加資格を有する者に限る。）を有していること。
- (2) G I Sに関する業務の元請実績（データ処理）を有する者であること。
- (3) 奈良市内の本店又は営業所において、情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）（J I S Q 27001）又はプライバシーマーク（J I S Q 15001）の認証を取得していること。
- (4) 当該業務に入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある次の技術者を配置できること。（管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。）
ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者
イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- 3 仕様書等を示す日時及び場所
- (1) 日時
平成25年8月1日から平成25年9月11日まで（奈良市の休日定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所
奈良市総務部契約室契約課（仕様書等は、貸出し又は閲覧とします。）
- 4 仕様書等に関する質問
- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。
ア 提出日時 平成25年8月19日（月）午前9時から午後4時まで
イ 提出場所 奈良市都市整備部まちづくり指導室建築指導課
電話 0742-34-4750
ウ 持参により提出してください。郵送及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。
- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供しま

す。
ア 平成25年8月28日（水）午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除きます。）

イ 場所 (1)イに同じ

- 5 開札の場所及び日時
奈良市役所 入札室
平成25年9月12日 午前10時00分

以下省略

(平成25年8月1日揭示済)

奈良市告示第524号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年8月1日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 入札に付する事項
東部第2-2地区管路施設工事（水間）29工区ほか17件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
（入札参加者に必要な資格）
- (1) 平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時
告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所
奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所
奈良市役所 入札室

5 開札の日時
別表のとおり

以下省略

(平成25年 8月 1日 揭示済)

奈良市告示第525号

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成25年 8月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略

(平成25年 8月 1日 揭示済)

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
五条幹線-232	奈良市七条一丁目402-2	奈良市七条一丁目384
北永井幹線-346	奈良市南紀寺町四丁目115-1	奈良市南紀寺町四丁目116-2

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成25年 8月 1日 揭示済)

奈良市告示第527号

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105991	奈良市法蓮町334番地1	みんなの介護用品専門店	大和郡山市小泉町東二丁目7番地3	株式会社 介護のおくむらさん	平成25年 8月1日
2970106007	奈良市三条大路一丁目8番8号	温浴サプリ・機能訓練 HALF DAY 奈良日和	奈良市富雄泉ヶ丘3番7号	株式会社 ウェルネスサプリ	平成25年 8月1日
2960190144	奈良市北之庄町11番2	訪問看護ステーション ひまわり北之庄	天理市中之庄町470番地	医療法人 健和会	平成25年 8月1日
2970105447	奈良市六条二丁目9番39	ハッピーガーデンヘル パーステーション	奈良市六条二丁目7番7号	有限会社 京西ハッピーサービス	平成25年 8月1日

(平成25年 8月 1日 揭示済)

奈良市告示第528号

平成25年奈良市告示第238号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成25年 8月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のよう省略

(平成25年 8月 1日 揭示済)

奈良市告示第529号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域

奈良市告示第526号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成25年 8月 1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成25年 8月 1日

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲 川 元 庸

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成25年 8月15日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市七条一丁目及び南紀寺町四丁目の各一部

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成25年 8月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年 8月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成25年 8月 1日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1

- 奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を含める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
 - 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
 - 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円

- イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市市民生活部 防犯・交通安全課
電話0742-34-1111代表
(平成25年8月1日揭示済)

奈良市告示第530号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年8月2日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	リハビリ訪問看護ステーションルピナス	奈良県奈良市大宮町四丁目275番地の1森村第3ビル201号室	株式会社ルピナス	平成25年6月10日
新	リハビリ訪問看護ステーションルピナス	奈良県奈良市大宮町四丁目275番地の5森村第2ビル303号室		

(平成25年8月2日揭示済)

奈良市告示第531号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年8月2日

奈良市長 仲川元庸

	名称	所在地	変更年月日
旧	リハビリ訪問看護ステーションルピナス	奈良県奈良市大宮町四丁目275番地の1森村第3ビル201号室	平成25年6月10日
新	リハビリ訪問看護ステーションルピナス	奈良県奈良市大宮町四丁目275番地の5森村第2ビル303号室	

(平成25年8月2日揭示済)

奈良市告示第532号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西包永町第1自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年8月2日

奈良市長 仲川元庸

変更があった事項及びその内容

1回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	花松 義光 奈良市西包永町23番地	南 善子 奈良市西包永町27番地の2
変更の年月日 平成20年5月11日 2回目		
変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	南 善子 奈良市西包永町27番地の2	日吉 延和 奈良市西包永町46番地
変更の年月日 平成21年5月8日 3回目		
変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	日吉 延和 奈良市西包永町46番地	岡山 英雄 奈良市西包永町19番地の1
変更の年月日 平成23年5月7日 4回目		
変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	岡山 英雄 奈良市西包永町19番地の1	植久保 晃 奈良市西包永町1番地の1
変更の年月日 平成24年5月6日 (平成25年8月2日揭示済)		

奈良市告示第533号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により下山町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年 8月2日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	武村 俊宏 奈良市山町41番地の1	廣瀬 政彦 奈良市山町51番地

2 変更の年月日

平成24年 1月28日

(平成25年 8月2日揭示済)

奈良市告示第534号

下に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成25年 8月5日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成25年 8月5日揭示済)

奈良市告示第535号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年 8月5日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年 8月4日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年 8月5日揭示済)

奈良市告示第536号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、市民生活部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年 8月5日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

交付要求通知書

3 送達を受けるべき者

省略

(平成25年 8月5日揭示済)

奈良市告示第537号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条の規定により指定医療機関から事業を辞退した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年 8月5日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
しみず矯正歯科クリニック	奈良県奈良市右京一丁目4-2 サンタウンひまわり館3階	平成25年7月22日

(平成25年 8月5日揭示済)

奈良市告示第538号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成25年 8月6日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成25年 8月6日揭示済)

奈良市告示第539号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年 8月6日

奈良市長 仲川 元庸

(平成25年8月6日揭示済)

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年8月6日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成25年8月6日揭示済)

奈良市告示第540号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年8月6日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
交付要求通知書
- 3 送達を受けるべき者
省略

奈良市告示第541号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により高樋町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年8月6日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	岡田 又計 奈良市高樋町1123番地	岡田 仁男 奈良市高樋町1294番地の1

2 変更の年月日

平成24年2月11日

(平成25年8月6日揭示済)

奈良市告示第542号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年8月7日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成25年7月31日 平成25年7月31日
名称	主たる事務所の所在地		
アースサポート奈良富雄	奈良県奈良市三碓一丁目6番21-1号		
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1丁目4番14号		

(平成25年8月7日揭示済)

奈良市告示第543号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年8月7日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成25年8月1日 平成25年8月1日
名称	主たる事務所の所在地		
さくら薬局 奈良神殿店	奈良県奈良市神殿町297-2		
クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号		

さくら薬局 奈良学園前店	奈良県奈良市鶴舞西町1番16号	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成25年 8月 1日 平成25年 8月 1日
クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号		

(平成25年 8月 7日掲示済)

奈良市告示第544号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年 8月 7日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
あすならホーム西の京多機能ケアホーム	奈良県奈良市六条二丁目20-67	地域密着型 小規模多機能型居宅介護 地域密着型介護予防 小規模多機能型 居宅介護	平成25年 8月 1日 平成25年 8月 1日
社会福祉法人協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町160番7		
温浴サプリ・機能訓練ハーフデイ奈良日和	奈良県奈良市三条大路一丁目8番8号	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成25年 8月 1日 平成25年 8月 1日
株式会社ウェルネスサプリ	奈良県奈良市富雄泉ヶ丘3番7号		

(平成25年 8月 7日掲示済)

奈良市告示第545号

奈良市小水力発電導入支援補助金交付要綱を次のように定める。

平成25年 8月 7日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市小水力発電導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 水資源を活用した小水力発電の導入を支援することにより、低炭素社会及び循環型社会の構築促進並びに地域の活性化に資するため、小水力発電を導入するための調査に要する費用について、予算の範囲内で小水力発電導入支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有する法人、自治会その他の団体であること。
- (2) 市内に発電出力1,000キロワット以下の小水力発電設備を整備予定であること。
- (3) 小水力発電を積極的に利用し、地域の活性化に貢献する意欲がある団体であること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費とする。

- (1) 機器・設備費(調査に必要な機器又は設備の借用及び外部施設等の利用に係る経費)
 - (2) 委託費(調査、分析、報告等に要する経費)
 - (3) その他の経費(旅費、文献調査等市長が調査に必要と認める経費)
- (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費(国、他の地方公共団体その他の団体から補助金等の交付を受けるときは、当該補助金等の額を控除した額)に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、その額が2,000,000円を超える場合は、2,000,000円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 申請者の概要が分かるもの
- (4) 過去1年分の貸借対照表及び損益計算書(これらの財務諸表を作成していない者にとっては収支計算書)
- (5) 法人にとっては登記事項証明書の写し、任意団体にとっては規約、会則等の写し
- (6) 小水力発電導入について、国、他の地方公共団体その他の団体からの補助金等の交付を受けるときは、交

付申請書、交付決定通知書等その概要が分かる書類の写し

(7) その他市長が必要と認める書類
(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 調査報告書等の成果物
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付)

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が小水力発電導入に係る国、他の地方公共団体その他の団体からの補助金等の交付を受けるときは、当該補助金等の額が確定した後、補助金を交付するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成25年8月7日から施行する。

(平成25年8月7日揭示済)

奈良市告示第546号

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成25年8月1日 平成25年8月1日
名称	主たる事務所の所在地		
訪問看護ステーション ひまわり北之庄	奈良県奈良市北之庄町11番2		
医療法人 健和会	奈良県天理市中之庄町470番地		

(平成25年8月8日揭示済)

奈良市告示第548号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年8月8日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
訪問看護ステーション ひまわり北之庄	奈良県奈良市北之庄町11番2	平成25年8月1日

(平成25年8月8日揭示済)

奈良市告示第549号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年8月8日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		廃止した 施 術 の 種 類	廃 止 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
長谷川 浩行		柔道整復	平成25年 6月30日
長谷川整骨院 (長谷川 浩行)	奈良県奈良市学園 中三丁目705-50		

(平成25年8月8日揭示済)

奈良市告示第547号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年8月8日

奈良市長 仲川 元庸

市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年8月9日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年8月9日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成25年8月9日揭示済)

奈良市告示第550号

次に掲げる事件を付議するため、平成25年8月19日奈良

市議事堂に奈良市議会臨時会を招集します。

平成25年 8月12日

奈良市長 仲川 元 庸
記

- 1 奈良市議会議長の選挙について
- 2 奈良市議会副議長の選挙について
- 3 山辺環境衛生組合議会議員の選挙について
- 4 市長専決処分報告について
- 5 市長専決処分報告及び承認を求めることについて
- 6 財産の取得について
- 7 工事請負契約の締結について
- 8 和解及び損害賠償の額の決定について
- 9 監査委員の選任について

(平成25年 8月12日揭示済)

奈良市告示第551号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により秋篠台自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年 8月12日

奈良市長 仲川 元 庸

変更があった事項及びその内容

1回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	中村 一規 奈良市中山町45番地の16	小澤 一徳 奈良市秋篠町1170番地の11

変更の年月日 平成22年 4月 1日
2回目

変更事項	変更前	変更後
------	-----	-----

1 この通知書の送達年月日	平成25年 6月14日											
2 この公示送達により変更する納期	変更前	<table border="0"> <tr> <td>第1期分 平成25年 7月 1日</td> <td>第6期分 平成25年12月 2日</td> </tr> <tr> <td>第2期分 平成25年 7月31日</td> <td>第7期分 平成25年12月27日</td> </tr> <tr> <td>第3期分 平成25年 9月 2日</td> <td>第8期分 平成26年 1月31日</td> </tr> <tr> <td>第4期分 平成25年 9月30日</td> <td>第9期分 平成26年 2月28日</td> </tr> <tr> <td>第5期分 平成25年10月31日</td> <td>第10期分 平成26年 3月31日</td> </tr> </table>	第1期分 平成25年 7月 1日	第6期分 平成25年12月 2日	第2期分 平成25年 7月31日	第7期分 平成25年12月27日	第3期分 平成25年 9月 2日	第8期分 平成26年 1月31日	第4期分 平成25年 9月30日	第9期分 平成26年 2月28日	第5期分 平成25年10月31日	第10期分 平成26年 3月31日
	第1期分 平成25年 7月 1日	第6期分 平成25年12月 2日										
第2期分 平成25年 7月31日	第7期分 平成25年12月27日											
第3期分 平成25年 9月 2日	第8期分 平成26年 1月31日											
第4期分 平成25年 9月30日	第9期分 平成26年 2月28日											
第5期分 平成25年10月31日	第10期分 平成26年 3月31日											
変更後	<table border="0"> <tr> <td>第1期分 平成25年 9月 2日</td> <td>第6期分 平成25年12月 2日</td> </tr> <tr> <td>第2期分 平成25年 9月 2日</td> <td>第7期分 平成25年12月27日</td> </tr> <tr> <td>第3期分 平成25年 9月 2日</td> <td>第8期分 平成26年 1月31日</td> </tr> </table>	第1期分 平成25年 9月 2日	第6期分 平成25年12月 2日	第2期分 平成25年 9月 2日	第7期分 平成25年12月27日	第3期分 平成25年 9月 2日	第8期分 平成26年 1月31日					
第1期分 平成25年 9月 2日	第6期分 平成25年12月 2日											
第2期分 平成25年 9月 2日	第7期分 平成25年12月27日											
第3期分 平成25年 9月 2日	第8期分 平成26年 1月31日											

代表者の氏名及び住所	小澤 一徳 奈良市秋篠町1170番地の11	内藤 雄二郎 奈良市中山町45番地の25
------------	--------------------------	-------------------------

変更の年月日 平成23年 4月 3日
3回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	内藤 雄二郎 奈良市中山町45番地の25	反田 伊一 奈良市中山町79番地の5

変更の年月日 平成24年 4月 1日
4回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	反田 伊一 奈良市中山町79番地の5	中川 行雄 奈良市中山町79番地の17

変更の年月日 平成25年 4月 7日
(平成25年 8月12日揭示済)

奈良市告示第552号

平成25年度国民健康保険料決定通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市市民生活部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成25年 8月12日

奈良市長 仲川 元 庸

	第4期分 平成25年9月30日 第5期分 平成25年10月31日	第9期分 平成26年2月28日 第10期分 平成26年3月31日
3 送達を受けるべき者	別紙公示送達名簿に記載	
<p>別紙省略 (平成25年8月12日揭示済)</p> <p>奈良市告示第553号</p> <p>次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。</p> <p>平成25年8月14日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 事業名称 学校給食徴収金等システム賃貸借</p> <p>(2) 調達物件</p> <p>(ア) 機器等の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器等の賃貸借 ・学校給食徴収金等システム調達仕様書に適合したパッケージ製品 ・利用にあたって必要となる賃貸借期間分のライセンス <p>※業務端末については、OS及び本調達で必要となるソフトウェアのライセンスのみを含むこと。</p> <p>(イ) 作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッケージ導入調整にかかる設計、導入、移行及びその管理に関する作業 ・機器等の設置、固定及び設置場所の電源設置にかかる作業 ・サーバ設定、パソコン設定にかかる作業 ・初期データセットアップにかかる支援作業 ・運用管理者、教職員向けの操作説明会にかかる作業 ・上記の他「学校給食徴収金等システム調達仕様書」の実現に必要な作業 ・上記各作業のスケジュール等各種調整にかかる作業 <p>(ウ) 運用保守、サポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハードウェア保守、ソフトウェア保守、運用支援 <p>(3) 稼働の予定 平成26年2月1日から稼働とする。事前に利用者(運用管理者及び教職員)向けの操作説明会を実施すること。</p> <p>(4) 納入場所 奈良市三条本町13番1号 教育センター 他</p>	<p>(5) 学校給食徴収金等システムに係る仕様 詳細な仕様は、「学校給食徴収金等システム等調達仕様書」のとおり</p> <p>2 契約方法</p> <p>(1) 契約名 学校給食徴収金等システム賃貸借契約</p> <p>(2) 賃貸借期間 平成26年2月1日～平成31年1月31日(60ヶ月分) (地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)</p> <p>(3) 設置場所 奈良市三条本町13番1号 教育センター 他</p> <p>(4) 契約条項 別添2「学校給食徴収金等システム賃貸借契約書(案)」のとおり</p> <p>(5) 付帯事項</p> <p>(ア) 機器賃貸借期間中の必要な保険については、受注者が付保手続を行い、保険料は受注者の負担とする。</p> <p>(イ) 賃貸借期間が満了し、又はこの契約が解除された場合には、奈良市と協議のうえ、無償にて速やかに物品を撤去することとする。なお、サーバを撤去する際には機器の記憶媒体装置内情報が他に漏洩することのないよう必要な措置を講じることとする。</p> <p>3 入札参加資格要件 次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。</p> <p>(1) 平成25年度において、奈良市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。</p> <p>(4) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。</p> <p>(7) プライバシーマーク又はISMSの認証を受けてい</p>	

ること。

- (8) 過去2年間に他の官公庁（公社、公団を含む。）と、本業務と同等又は類似の内容の契約を取り交わし、それらを全て誠実に履行した実績を複数有すること。

4 入札保証金

入札保証金は免除する。

5 入札に関する事項

- (1) 入札の方法は持参入札とする。「(様式6) 入札書」に必要事項を記載し、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に事業者名を記入すること。

- (2) 入札金額は、月額賃貸借料の総額（消費税及び地方消費税を除く。）を記入すること。

- (3) 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず「(様式7) 委任状」を提出すること。提出のない場合は、入札できないものとする。

- (4) 入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることができない。

- (5) 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行をとりやめる。また、入札執行後においても、落札決定を保留し、入札を取り消す場合がある。

- (6) 入札の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (7) 入札者中、入札書比較価格以内であって、最低の価格の入札者をもって落札者とする。落札者となるべき同一の価格の入札者が2名以上あるときは、直ちに「くじ」で決定する。また、予定価格に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札を行う。

- (8) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。契約希望金額は、月額賃貸借料とし、学校給食徴収金等システム賃貸借に係るすべての費用を含むものとする。

- (9) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

6 入札参加申請

(1) 提出書類

(ア) (様式1) 入札参加資格審査申請書

(イ) (様式2) 業務実績証明書

※ システム導入の実績について、実施主体者毎（※注）に「(様式2) 業務実績証明書」を提出することとし、契約書及び仕様書等の写し等、契約の実績がわかるものを添付すること。なお、業務実績は、過去2年間に、地方公共団体に対して行った学校給食徴収金に関するパッケージシステム導

入事業とし、政令指定都市、中核市及び特例市等人口20万人程度以上の市のいずれかにおける実績を提出すること。

（※注）実際に業務を実施する事業者名において「(様式2) 業務実績証明書」を記載すること。なお、契約実施者と実施主体者が異なる場合は、契約実施者が実施主体者の実績を証明すること。

(ウ) (様式3) 適合規格承認申請書

(エ) (様式4) 適合規格表

(オ) 構築業務体制表（様式自由）

実施主体者となる事業者名を明示すること。

(カ) 保守連絡体制表（様式自由）

実施主体者となる事業者名を明示すること。

(キ) 本調達システムに学校徴収金に対応する機能追加又は学校徴収金システム（学校にて操作可能なシステムを想定する）の導入及び連携をする場合の費用見積書（様式自由）

学校徴収金対応機能については、以下の機能を満たすこととする。

- 各学校の私会計（学校口座）において学校徴収金（教材費、修学旅行費等）の管理ができること。

- 各学校において費目、徴収金額の設定ができること。

- 各学校において請求計算、口座振替、現金納付及び未納管理等の各処理ができること。

- 連携可能システムを導入する場合においては、地域情報化プラットフォーム及び教育アプリケーションユニット標準（APPLIC）の仕様に基づいたシステム間連携が可能なものとする。

(ク) 入札告示日において、プライバシーマーク又はI SMSの認証を受けている者であることを確認できる書類（写し可）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期間

平成25年8月14日（水）から同年8月26日（月）

（奈良市の休日を守る条例に規定する市の休日を除く。）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 提出方法

事前連絡のうえ、提出場所へ直接持参すること。

連絡先及び提出先は14 書類提出先及び本書の問い合わせ先に記載のとおり。

(5) その他

(ア) 受付期間中に申請書等を提出しない者は、この入札に参加することができない。

(イ) 提出書類等は返却しない。

(ウ) 落札後の賃貸借契約は、「(様式1) 入札参加資格審査申請書」に記載された名義で行うため、契約権限のある名義を使用するよう注意すること。

- 7 入札参加申請書類の配布
- (1) 日時
平成25年8月14日(水)から同年8月26日(月)まで
- (2) 配布方法
奈良市ホームページからのダウンロード
(奈良市ホームページ <http://www.city.nara.lg.jp/>)
- 8 入札参加承認について
入札参加申請を行った者のうち、入札参加を承認する者には入札参加承認書により、承認しないとした者にはその理由を示した入札参加不承認書により平成25年8月28日(水)までに通知する。通知は「(様式1)入札参加資格審査申請書」に記載されたメールアドレスに送信し、原本(公印を押印したもの)については後日郵送する。
入札参加決定通知後において入札参加不適合要件が判明した場合は入札参加できない。
- 9 入開札の日時及び場所
- (1) 入札の日時
平成25年9月4日(水) 午後3時から
- (2) 入札及び開札の場所
奈良市役所 入札室
- (3) 開札の日時
入札完了と同時に開札
- 以下省略

(平成25年8月14日揭示済)

奈良市告示第554号

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年8月14日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱(平成21年奈良市告示第131号)の一部を次のように改正する。

別表基本額の項中「1,096,000円」を「1,193,000円」に、「1,984,000円」を「2,094,000円」に、「3,191,000円」を「3,360,000円」に、「3,027,000円」を「3,193,000円」に、「2,862,000円」を「3,026,000円」に、「2,698,000円」を「2,859,000円」に改め、同表長時間実施加算額の項中「269,000円」を「273,000円」に、「121,000円」を「123,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この告示は、平成25年8月14日から施行する。
(適用区分)
- この告示による改正後の奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱別表の規定は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

(平成25年8月14日揭示済)

奈良市告示第555号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年8月14日

奈良市長 仲川 元庸

- 許可の年月日及び番号
平成25年4月16日 奈良市指令都整開 第13A-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年8月14日 第1369号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市四条大路二丁目891番4及び892番3
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市四条大路三丁目5番24号
木村 勇

(平成25年8月14日揭示済)

奈良市告示第556号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年8月15日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
喜多野診療所	奈良県奈良市中筋町15	平成25年6月30日

(平成25年8月15日揭示済)

奈良市告示第557号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年8月15日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
喜多野診療所	奈良県奈良市中筋町31	平成25年7月1日
めぐみ皮膚科	奈良県奈良市三碓三丁目11-1 貴ヶ丘クリニックヤード内	平成25年8月1日
山内整形外科クリニック	奈良県奈良市三松四丁目882	平成25年8月1日

薬師堂富雄薬局	奈良県奈良市三松四丁目 882	平成25年 8月1日
---------	--------------------	---------------

(平成25年 8月15日揭示済)

奈良市告示第558号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年 8月15日

奈良市長 仲川 元 庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		
喜多野診療所	奈良県奈良市中筋町15	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成25年 6月30日 平成25年 6月30日 平成25年 6月30日
喜多野 章夫	奈良県奈良市中筋町15	介護予防 訪問看護 介護予防 訪問リハビリテーション 介護予防 居宅療養管理指導	平成25年 6月30日 平成25年 6月30日 平成25年 6月30日

(平成25年 8月15日揭示済)

奈良市告示第559号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年 8月15日

奈良市長 仲川 元 庸

(平成25年 8月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第29号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年 8月1日

奈良市水道事業管理者
池田 修

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年 8月15日

奈良市長 仲川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
喜多野診療所	奈良県奈良市中筋町31	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成25年 7月1日 平成25年 7月1日 平成25年 7月1日
喜多野 章夫	奈良県奈良市中筋町31	介護予防 訪問看護 介護予防 訪問リハビリテーション 介護予防 居宅療養管理指導	平成25年 7月1日 平成25年 7月1日 平成25年 7月1日

(平成25年 8月15日揭示済)

水処理所)

3 業務期間 ・平成25年11月1日から平成27年10月31日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
・引き継ぎ期間 契約日から平成25年10月31日まで

4 業務概要 ア 運転監視業務 一式
イ 保守点検管理業務 一式

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次の1～7の条件を全て満たすものであること。

1 平成25年度において水道局が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、告示日において、入札参加希望種目のうちいずれかの業種が「(O)建物管理」の「(3)設備運転関係」で登録されている者であること。ただし、平成25年度に新規登録された方は、入札参加できません。

2 水道法に定める「水道事業」及び「水道用水供給事業」で国内の浄水施設（排水処理施設を含む）のうち

(平成25年 8月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第29号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年 8月1日

奈良市水道事業管理者
池田 修

第1 入札に付する事項

1 業務名 緑ヶ丘・木津浄水場管理運営業務の一部委託

2 業務場所 奈良市奈良阪町及び木津川市鹿背山内（緑ヶ丘浄水場、木津浄水場、緑ヶ丘排

水処理所)

3 業務期間 ・平成25年11月1日から平成27年10月31日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
・引き継ぎ期間 契約日から平成25年10月31日まで

4 業務概要 ア 運転監視業務 一式
イ 保守点検管理業務 一式

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次の1～7の条件を全て満たすものであること。

1 平成25年度において水道局が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、告示日において、入札参加希望種目のうちいずれかの業種が「(O)建物管理」の「(3)設備運転関係」で登録されている者であること。ただし、平成25年度に新規登録された方は、入札参加できません。

2 水道法に定める「水道事業」及び「水道用水供給事業」で国内の浄水施設（排水処理施設を含む）のうち

ダム、湖水又は河川表流水を水源とする、公称25,000 m³/日を超える沈澱池及びろ過池を含む施設において、過去15年以内（平成10年4月1日から平成25年3月31日まで）に運転管理業務を3年以上元請け（共同企業体の代表者として請け負った委託を含む）した実績を有している者であること。

3 水道浄水施設管理技士（2級以上）の資格を有する総括責任者1名を専任で配置（別表）できること。

4 次のいずれかに該当する副総括責任者を専任で1名配置（別表）できること。

ア 水道浄水施設管理技士（2級以上）の資格を有する者

イ 水道法施行令第6条に規定する水道技術管理者の資格を有する者

5 次のいずれかに該当する主任者を緑ヶ丘浄水場（緑ヶ丘排水処理所を含む）、木津浄水場に専任で配置（別表）できること。

ア 水道浄水施設管理技士（3級以上）の資格を有する者

イ 水道法に定める水道施設において、公益社団法人日本水道協会が定める水道施設管理技士資格認定・登録要綱第8条に規定する水道実務経験を3年以上有する者

6 次の者については、入札参加申請日以前に直接雇用関係にある者を配置すること。

ア 総括責任者 1名

イ 副総括責任者 1名

7 「緑ヶ丘・木津浄水場管理運営業務の一部委託についての一般競争入札実施要領」（以下「要領」という。）の「②入札参加申込み」の「2入札参加資格」①～⑦のいずれにも該当しないこと。

※要領は、奈良市水道局ホームページ（<http://www.h2o.nara.nara.jp/>）からダウンロードできます。

第3 設計図書等を示す日時及び場所

1 日時

平成25年8月1日から平成25年8月28日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

2 場所

奈良市水道局業務部経理課入札係（設計図書等は、閲覧又は貸出しを行います。）

第4 入札参加申込方法及び審査

1 要領「②入札参加申込み」の「3入札参加申込方法」の定めるところに従い、一般競争入札参加申込書に必要な事項を記載し直接持参により提出してください。

(1) 提出期間 平成25年8月1日から同年8月12日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所 奈良市水道局 業務部経理課入札係
(奈良市法華寺町264番地1 奈良市水道局1階)

2 提出期間に申請書等を提出しない者は、この入札に参加することができません。

3 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

入札参加資格に関する審査を行った後、一般競争入札参加資格審査結果通知書等を平成25年8月19日までに発送します。

第5 質疑に関する事項

本入札に関して質疑のある場合は、要領に定める様式によって、電子メールにより提出してください。

1 提出先 奈良市水道局技術部浄水課（奈良市奈良阪町 緑ヶ丘浄水場）

メールアドレス

lg-suidou-jousuika@city.nara.lg.jp

2 受付期間 平成25年8月1日から同年8月7日

午後5時まで

3 回答日 平成25年8月9日（電子メールで回答します。）

第6 入札に関する事項

1 入札方法 持参入札

入札書に記載する金額は、2年分の見積額を24で除した1箇月分（税抜き）を記載してください。入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字を記入し、封筒裏面に事業者の商号又は名称を記入してください。

2 再度入札 再度入札は2回を限度とします。

3 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 入札書の日付が入札日でない入札

ケ その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

第7 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市水道事業契約に関する規程において準用する奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければなりません。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

第8 開札の日時及び場所

平成25年 8月29日 午前9時30分
奈良市水道局 4階 大会議室

以下省略

(平成25年 8月1日揭示済)

奈良市水道局告示第30号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成25年 8月1日

奈良市水道事業管理者
池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
S T S 設備工業	吉村 仁志	奈良県天理市櫛本町2339番地1	平成25年7月24日

(平成25年 8月1日揭示済)

奈良市水道局告示第31号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成25年 8月2日

奈良市水道事業管理者
池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社はやし設備	代表取締役 林 育史	大阪府東大阪市玉串町東二丁目6-40	平成25年7月30日

(平成25年 8月2日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第14号

平成25年 8月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成25年 8月8日

奈良市教育委員会
委員長 杉江 雅彦

1 日時

平成25年 8月12日(月)
午前10時00分から

2 場所

奈良市役所 北棟2階 第16会議室

3 会議に附すべき事件

教育長報告

(1) 9月補正予算要求について

(2) 地域で決める学校予算事業評価会議委員の委嘱について

議事

議案第28号 平成25年度奈良市教育委員会施策評価報告書(平成24年度教育委員会活動の点検・評価報告)について

議案第29号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部改正について

議案第30号 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命について

議案第31号 平成25年度奈良市少年指導委員の解嘱及び委嘱について

議案第32号 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について

その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 7月~8月

傍聴受付は、開催日の午前9時00分から午前9時50分までです。定員は5名で定員になり次第締切させていただきます。

(平成25年 8月8日揭示済)

奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 8月14日

奈良市教育委員会
委員長 杉江 雅彦

奈良市教育委員会規則第13号

奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部を改正する規則

奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則(昭和63年奈良市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「学務課」を「教育政策課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

(平成25年 8月14日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第66号

平成25年 9月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成25年 9月3日から平成25年 9月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成25年 8月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成25年8月1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第67号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成25年9月3日から平成25年9月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成25年8月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成25年8月1日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第15号

奈良市農業委員会平成25年8月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成25年8月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 岡 田 嘉 文

- 1 日時
平成25年8月14日（水） 午後1時30分
 - 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟5階 第21会議室
 - 3 審議案件
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - (3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - (4) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
 - (5) 知事許可について（7月許可分）
- (平成25年8月7日揭示済)